

(別添1) (要綱第7条関係)

建設工事検査技術基準

平成15年4月1日15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

この基準は、長野県建設工事検査要綱第7条第3項に規定する「建設工事検査技術基準」の内容を定めたものである。

(検査の内容)

第1条 検査の内容は次の項目とする。

- (1) 工事の出来形、品質及び出来ばえの検査
- (2) 工事の実施状況の検査

(実地検査の原則)

第2条 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合はこの限りではない。

(工事の出来形、品質及び出来ばえの検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理の記録(写真等による記録を含む。)について、別表-1の検査密度を目安に、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値と対比して、出来形の適否を判断する。

- 2 品質の検査は、品質、規格、性能及び品質管理の記録(写真等による記録を含む。)と、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値とを対比し、又は必要に応じて構造物を実際に操作し又は必要な試験を行い、品質の適否を判断する。
- 3 出来形及び品質の適否の判断において、測定値の一部が規格値を外れている場合、修補しなくても構造上及び機能上支障がないと判断される場合には合格とすることができる。
- 4 出来形及び品質の適否の判断において、必要な場合には、契約書第31条第2項の定めるところにより、検査員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。
- 5 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について、目視、観察による他、不可視部分についても施工管理記録等から出来ばえの程度を判断する。

(工事の実施状況の検査)

第4条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、建設業法等の法令遵守、施工計画とその実施状況について、別表―2を参考に適正な施工が行われたかを検査する。

附則

(施行期日)

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附則 (平成16年5月27日16検第12号)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則 (平成26年6月23日26契検第41号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表— 1

出来形の検査の検査密度

工種		検査項目	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 施工延長概ね 250 枚に 1 箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 施工延長概ね 100m に 1 箇所以上
		吹付工	厚さ、法長、延長 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
		植生工	厚さ、法長、間隔、延長
	基礎工	基準高、根入長、偏心量 施工延長概ね 100m に 1 箇所以上	
	擁壁工、石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長 施工延長概ね 100m に 1 箇所以上	
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
		舗装工	基準高、幅、横断勾配、厚さ、平坦性 基準高、幅、横断勾配は施工延長概ね 200m に 1 箇所以上。 厚さは施工面積概ね 1,000 m ² に 1 箇所以上コアにより検査。
		土工	基準高、幅、法長 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
	U字溝、ベンチフリューム等	基準高、延長	
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上	
	浚渫	基準高、幅、深さ、延長 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上	
	樋門、樋管、水門	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 本体部、呑口部は構造図の寸法表示個所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに 2 箇所以上	
砂防	砂防堰堤	基準高、幅、厚さ、延長 構造図の寸法表示個所の任意部分 3 箇所以上	
	流路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね 200m に 1 箇所以上	
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね 100m に 1 箇所以上	
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長 5 ジョイントに 1 箇所以上	
	フィルダム	基準高、外側境界線 5 測点に 1 箇所以上	
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね 100m に 1 箇所以上 （ただし、1 車線道路にあつては、概ね 200m に 1 箇所以上）	
	橋梁下部工	基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位 支間長は、支間ごと その他は同種構造物 1 基につき、構造図の寸法表示個所の任意部分	
	橋梁上部工	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー 部材寸法は、主要部材について、寸法表示個所の任意部分	
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー その他は、5 径間未満は 2 箇所以上、5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長 両坑口を含めて施工延長概ね 200m に 1 箇所以上 （ただし、施工延長 200m 以下の場合は、両坑口部を含めて 3 箇所以上）	

工種		検査項目	検査密度	
用排水路	開水路(現場打) サイホン(現場打) 暗渠	基準高、厚さ、幅、高さ、 中心線のズレ、スパン長、 延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね100m に1箇所以上 中心線のズレは適宜	
	管水路	PC、RC管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長、ゴム輪位 置	基準高は施工延長概ね200mに1箇所以上 その他は適宜
		鋳鉄管、強化プ ラスチック複 合管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長	
		硬質塩化ビニ ール管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長、埋設深	
		鋼管	基準高、中心線のズレ、延長	
	コンクリート二次製 品水路 (積ブロック、RC 柵渠)	基準高、幅、高さ、中心線の ズレ、延長	基準高、幅、高さは施工延長概ね100mに1箇 所以上 中心線のズレは適宜	
コンクリート二次製 品水路 (大型フリーム、 RC-L型水路)	基準高、厚さ、幅、中心線の ズレ、延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね100m に1箇所以上 中心線のズレは適宜		
ほ場整備	表土扱い	厚さ	1ha 当たり概ね3箇所	
	基盤整地、田面整地	基準高、均平度		
	畦畔工	高さ、幅	施工延長概ね1,000mに1箇所以上	
	道路工(砂利道)	基準高、厚さ、幅、延長	幹線道路は施工延長概ね500mに1箇所以上 支線道路は施工延長概ね1,000mに1箇所以上	
暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔、延長	概ね10本に1本の割合で上下流端の2箇所 (ただし1本の布設長が100m以上のときは中 間点を含めた3箇所)	
	集水渠、導水渠	布設深、延長	施工延長概ね200mに1箇所以上	
ため池工	提体工	基準高、提幅、法長、延長	施工延長概ね20mに1箇所以上	
	洪水吐工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長、スパン長	施工延長1スパンに1箇所以上 個所単位のものとは構造図の寸法表示個所につい て適宜	
	樋管工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長	施工延長概ね10mに1箇所以上	
治山	堰堤工、床止工、 谷止工	基準高、厚さ、幅、法勾配、 延長	構造図の寸法表示個所の任意部分3箇所以上	
	帯工	基準高、厚さ、幅、延長		
	植栽工	樹種の配列、植栽間隔、植付 け本数	1ha 当たり2箇所以上	
その他構造物		工種に応じ、基準高、厚さ、 幅、高さ、深さ、法長、延長 等	同種構造物ごとに、出来形管理基準の測定基準 を超えない範囲で計測する	

(注) 1 施工延長とは、延べ延長をいう。

2 延長は、原則として、起終点を基準として、各測点間の距離を計測する。

3 基準高は、基準点又は精度管理された仮基準点により計測する

4 検査密度が、各工種に記載した数量以下の場合、2箇所以上計測する。

別表— 2

工事の実施状況の検査項目

検査項目	関係書類	内容
契約書等履行状況	契約書	法令遵守 一括下請の禁止 現場代理人及び主任技術者等の変更 各種立会い 支給材料及び貸与品の管理 工事用地の管理 条件変更等の確認、施工協議
	仕様書	第三者に対する措置 支障物件への注意義務 指定材料の試験成績書等の提出 排ガス対策型建設機械の使用 下請負人の通知 建設副産物対策 過積載等の防止措置 その他指定事項の遵守状況
法令遵守	建設業法 建築基準法 労働安全衛生法 道路交通法 道路法 農地法 砂防法 文化財保護法 その他関係法令	有資格者の配置、適正な下請契約 工事標識の掲示 各種許可又は届出、法令遵守、労災の有無
施工計画書の活用	施工方法 工程管理 安全管理 施工体制	施工計画に沿った施工 適正な施工管理 創意工夫